

## 運動体としての共同作業所

滝村 雅人

### はじめに

わが国で共同作業所（無認可小規模作業所）が誕生するのは、名古屋での「ゆたか作業所」の開設（1969年）がその始まりであり、その後1972年に「みのり作業所」が開設し、この二つの作業所の実践を契機に全国各地に設置されていくのである。この共同作業所づくりの発端は、当時の貧困な障害者福祉施策のもとで、障害者とその家族の正当な要求を受け止めつつ、それを権利として実現していくことを目指した運動であった。この運動は「働く権利の保障をめざして、『働けない』『働くことは無理だ』といわれてきた中度重度の『ちえ遅れ』の障害者に、『労働への参加』とそのことを通じての『発達の事実』をつくりだしてきた」<sup>(1)</sup>のである。そして「ゆたか作業所」の実践から、社会福祉法人「ゆたか福祉会」（1972年）が誕生し、それまでの運動と実践をさらに高めていくことになるのである。同時にこの実践は、「全国障害者問題研究会」（1967年結成）の運動と研究のなかで権利保障・発達保障の実践として深められ、1977年の「共同作業所全国連絡会」の結成によって一層の発展をみるのである。

元来、知的障害者をその主たる対象として発展してきた小規模作業所であるが、今日では、精神障害者もその対象として各地で設置されてきている。〈表1〉は、2000年8月現在の全国の都道府県・指定都市・中核市において自治体から補助金を交付されている小規模作業所の一覧である。全国総数5587カ所であり、1999年度から2000年度では385カ所の増加がみられる。毎年200カ所以上増加しているといわれている。そして、精神障害者を対象とした作業所の伸びが著しく、この動向は、いかに今まで精神障害者に対する社会的対応が遅れており、その地域生活が阻害されていたかの証左でもあるといえる。都道府県別でみると、兵庫県が前年比較で42カ所の増加となっており、他の都道府県に比べて極めて多い。そのほか福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、岡山県、広島県、沖縄県などで2桁の増加がみられる。政令指定都市全体では43カ所、中核市全体では51カ所の増加がみられる。全体的には大都市を抱えている都道府県を中心に作業所の設置が進んできているといえる。ちなみに、拙論で取り上げる富山共同作業所ラッコハウスが位置する富山県・富山市の状況は、富山県全体では2000年度に「心身障害者」関係が22カ所（前年21カ所）、「精神障害者」関係が18カ所（前年同数）であり、結果1カ所の増加となっている。富山市では、1999年度から2000年度にかけて作業所の増加はみられない。

しかし、昨今の自治体財政の悪化は、これらの小規模作業所の運営にも影を落とす結果をもたらしている。そして「社会福祉基礎構造改革」の流れの中で、社会福祉法人取得条件の緩和は、後述するようにさらに新たな問題を発生させることになるのである。

〈表1〉 2000年度都道府県・政令指定都市・中核市・東京都特別区小規模作業所補助金交付力所数

都道府県	心身障害者		精神障害者		合計		
	99年度	00年度	99年度	00年度	99年度	00年度	増減
北海道	112	101	43	49	155	150	-5
青森県	19	18	13	15	32	33	1
岩手県	49	49	17	21	66	70	4
宮城県	33	38	31	34	64	72	8
秋田県	22	13	12	12	34	25	-9
山形県	42	42	15	18	57	60	3
福島県	39	49	21	23	60	72	12
茨城県	73	75	19	20	92	95	3
栃木県	43	44	18	24	61	68	7
群馬県	44	45	14	15	58	60	2
埼玉県	158	163	47	61	205	224	19
千葉県	91	95	19	19	110	114	4
東京都	365	371	252	262	617	633	16
神奈川県	177	185	66	72	243	257	14
新潟県	45	47	33	34	78	81	3
富山県	21	22	18	18	39	40	1
石川県	15	17	15	15	30	32	2
福井県	4	3	5	5	9	8	-1
山梨県	24	28	9	11	33	39	6
長野県	78	80	33	37	111	117	6
岐阜県	49	49	9	9	58	58	0
静岡県	82	84	19	20	101	104	3
愛知県	51	48	26	28	77	76	-1
三重県	70	74	15	15	85	89	4
滋賀県	72	73	10	13	82	86	4
京都府	28	30	20	23	48	53	5
大阪府	261	268	78	88	339	356	17
兵庫県	149	179	37	49	186	228	42
奈良県	52	57	9	10	61	67	6
和歌山県	29	29	14	18	43	47	4
鳥取県	18	18	9	11	27	29	2
島根県	26	33	26	25	52	58	6
岡山県	32	36	31	38	63	74	11
広島県	69	80	20	23	89	103	14
山口県	35	39	20	21	55	60	5
徳島県	13	13	13	13	26	26	0
香川県	23	24	5	6	28	30	2
愛媛県	22	18	26	27	48	45	-3
高知県	6	7	9	10	15	17	2
福岡県	59	61	16	17	75	78	3
佐賀県	18	18	5	5	23	23	0
長崎県	20	21	18	24	38	45	7
熊本県	13	17	11	12	24	29	5
大分県	12	12	18	18	30	30	0
宮崎県	21	21	12	14	33	35	2
鹿児島県	19	23	6	8	25	31	6
沖縄県	30	42	16	18	46	60	14
小計	2733	2859	1198	1328	3931	4187	256
政令指定都市	637	694	242	260	879	954	43
中核市	266	320	21	25	287	345	51
(富山市再掲)	11	11	6	6	17	17	0
東京都特別区	104	100	1	1	105	101	-4
総計	3740	3973	1462	1614	5202	5587	385

\* (2000年8月1日現在、共同作業所全国連絡会調べ/00・99年度の数字とも予算力所数で集計)

\* 政令指定都市及び中核市からは都道府県重複分を、東京都特別区は東京都重複分を、それぞれ除いた数字

\* 日本知的障害者連盟編『発達障害白書2002』日本文化科学社 2001年10月 140頁～141頁より筆者作成

さて、一概に小規模作業所といっても、その設置目的や設置経緯、設置主体・運営主体、実践理念、職員構成、事業内容、経済基盤、利用者の障害種別および障害程度等々については、それぞれの作業所によって異なり、地域性も大きく影響している。そしてそれらの作業所は性格的にみると大きく2つに分類することができる。ひとつは、障害者とその家族をはじめとして、障害者問題に関わる多くの関係者によって、障害者の基本的人権を守り、労働と発達の保障を軸にした科学的理論を基に活動・運動体として発展してきたものである。そしてもうひとつは、こうした運動体としての性格よりも、より具体的に養護学校等障害児諸学校卒業後のわが子の進路に不安を抱いた多くの障害者の保護者とその所属する団体の不断の努力と自己犠牲によって設置されてきているものである。この性格の作業所は、設置することと日々そこへ通所することを目的としている場合が多く、人間の成長・発達に関する科学的理論に裏付けされた実践が展開されているとは言い難いのである。しかし、いずれの場合であっても共通していえることは、その設置の主体的契機から考えると障害者の在宅・地域生活支援機能を持ったものであるということである。

拙論は、このような小規模作業所の運動体としての機能を再確認することを目的として、その運動的側面に着目し、実際の作業所での運動とその実践を取り上げるものである。

なお、本来「共同作業所」という用語は、後述する「共同作業所全国連絡会」に所属している小規模作業所を指すものであるが、昨今ではそれに限らず一般的に広く使用されるようになってきている。その意味で、拙論ではすべて「共同作業所」という用語を使用することにする。

## 1. 共同作業所の歴史的背景と今後の方向性

### (1) 共同作業所誕生の歴史的背景

前述したように共同作業所の原型が登場するのは1960年代終わりであり、1970年代にかけて多くの設置運動が芽生えてくるのである。

1960年代の高度経済成長は障害者福祉分野にも大きな変革をもたらしている。高度経済成長政策は、労働力流動化政策によって産業構造と地域構造を変革させてきた。とくに労働力の不足は身体障害者を労働政策の対象として組み込むことで、障害者の雇用政策を一定限度進展させてきたのは事実である。「身体障害者雇用促進法」(1960.7:法律123)(現行:「障害者雇用促進法」)の制定は、在宅・地域生活の方途がほとんど整備されてこなかった身体障害者を低賃金労働力として利用しようとするものであった。職業更生対策を全面に押し出す形でとくに軽度障害者を対象に積極的に労働行政の対象として位置づけてくるのである。こうして軽度障害者と重度障害者を分断し、重度障害者に対しては施設「収容」主義を充実させる方向へと向かうのである。このことは一方で、労働政策の対象となる障害者とそうでない障害者を分断することになり、とくに重度・重複障害者を劣悪な社会福祉政策の対象に押しとどめることになる。また、1960年代後半の施設福祉から在宅福祉への転換は、施設「収容」主義からの脱皮を図ったものであったが、しかしこの在宅福祉への方向は、社会参加が可能な障害者を対象とするもので、重度の在宅障害者の問題はやはり放置されたままであった。こうしたことが、1970年代前半の「まちづくり運動」

や「生活圏拡張運動」へと展開していくのである。

一方、知的障害者については、1960年によりやく「精神薄弱者福祉法」(1960.3:法律37)(現行:「知的障害者福祉法」)が制定され、知的障害者への社会福祉対策が整備されていくのである。これより先に「知的障害者援護施設」は制度化されており、これらは、当時の知的障害者関係団体が要望した結果であった。そのような運動の成果によって、1960年代を通じて、重度知的障害者を対象とした施設の整備が行われ、重度知的障害者の保護政策が展開するのである。もちろんこれは、重度知的障害者を入所型施設に押しとどめ、隔離的発想によって社会防衛的意味合いをもったものとして機能していたものに他ならない。

さらに精神障害者にいたっては、「精神衛生法」(1950.5:法律123)(現行:「精神障害者保健福祉法」)によって精神病院への強制入院・措置の対象にこそなれ、地域生活支援などとは無縁の状況に置かれており、共同作業所の設置などまったく範疇外に置かれていたのである。

このような一連の社会的動向を背景に、1970年代にはそれまで各地で分散して活動していた各種の障害者団体の全国組織が結成されるのであるが、それらはその性格から次のように大きく3つに分類することができる。

第一の方向は、第二次大戦後再結成された「日本精神薄弱児愛護協会」(1949年)(現:「日本知的障害者福祉協会」)や「全日本精神薄弱者育成会」(1959年)(現:「全日本手をつなぐ育成会」)などに代表されるような、障害種別にそれぞれ個別の要求を満たすための、いわゆる相互扶助的な当事者組織の結成である。これらの団体はもともと各地で個別に結成されていたものがやがて障害別の全国組織へと発展するのである<sup>(2)</sup>。とくにこの「育成会」は、その後の「知的障害者通所援助事業」にみられるような施策の創設に大きな力を発揮していくのである。

第二の運動の方向は、障害者自身とその周囲の人びとを巻き込んで組織されてきた運動である。この運動は、「障害者」「健常者」という対立構造を基本に置いて、障害者自身を中心とする団体によって、自らの要求実現のために、社会的に問題を告発する方向で部落解放運動などとも結びついて、他の運動を排除しつつ要求運動を展開する方向である。

そして最後に、1967年に結成された「全国障害者問題研究会」や「障害者の生活と権利を守る全国連絡会」に代表される方向である。この運動は、障害者のみならず、その家族や広く地域の人々や教職員等の個人や労働組合などの団体が、共通の要求・目標を掲げ、その実現に向けて民主的な要求運動を展開していくものである。障害者の発達と生活・労働の保障を明確に権利の問題としてとらえ、権利保障・発達保障の運動として行われた権利擁護型の運動である。この一連の運動のなかで、共同作業所の設置に大きな役割を果たして来た「共同作業所全国連絡会」(1977年)が誕生するのである。

これらの各種障害者団体が、1970年代に入ってそれぞれの理念・方法でもって様々な形の作業所を全国各地に設置していくのである。とくに、1979年の養護学校設置義務制の実施は、学卒後の進路問題をクローズアップさせることになる。しかし、すでに高度経済成長の終焉を迎えていたわが国にとって、養護学校を卒業した比較的重度の障害者を労働市場に受け入れる余地は残され

ていなかったのである。さらに1981年の国際障害者年は、障害者問題に対する国民的関心を高め、同時に障害者の権利保障運動が活発化する契機となるのである。このような1980年代の社会的動向は、前述したような2つの違う性格の作業所の増加に拍車をかけるのであり、それは障害者を対象とした当時の政策のあり方に対する要求運動の結果であった。

## (2) 「共同作業所全国連絡会」の誕生とその理念・特徴

さて、全国各地で設置されてきた共同作業所の全国組織として誕生したのが、「共同作業所全国連絡会」である。この会は、それまで個々バラバラに運動し運営してきた経緯の中で、「共同して国への要求運動をしたい」「それぞれの作業所の交流がしたい」という現場従事者からの声によって結成されたのであった。

1977年8月、名古屋市内の旅館の一室でこの「共同作業所全国連絡会」は産声を上げる。この結成会がもたれたきっかけについて、当時の事務局長である藤井克徳は、まず第一に、「全国障害者問題研究会全国大会」の労働分科会に共同作業所の関係者やそれに関心を持つ人が集まり、継続的に交流を持つ場を求めていたこと。第二に、全国の共同作業所の関係者から「国に対して一丸となって運動を展開したい」「年に一度ぐらいは交流したい」という現場からの声が寄せられていたことなどを上げている<sup>(3)</sup>。各地で作られていた共同作業所同士の小規模な交流や運動はあったとしても、国に影響を及ぼすような運動にはなりえず、その意味で全国組織の必要性が求められていたのである。そして「障害者自身の『人間らしく生きたい』『働きたい』という切実な要求にもとづき、障害の種別を越え、重い障害をもつ人々に焦点をあてた『障害者の働く場』『人間らしく生きる場』をめざし」<sup>(4)</sup>で運動が進められたのであった。ここで注目しておかなければならないことは、「障害の種別の枠を越え」た実践であったことと、重度の障害者に焦点を当てていたことである。作業所が誕生した当初は知的障害者をその主たる対象として展開した。やがて1970年代後半になると、脳性マヒ者を中心とした身体障害者をその対象に加え、1980年代になると精神障害者の利用も目立ってくる。その後は、重度・重複障害者や中途障害者などもその対象に加えて行くのである。作業所のそれまでの実践の積み重ねが、当時政策的には障害者福祉施設の対象としては排斥されていた障害者をいち早くその対象に据えて展開してきたといえる。

ところで、この「共同作業所全国連絡会」の発足の基盤となった「ゆたか福祉会」の実践理念は次のようにまとめられている。

まず第一には、労働保障を権利として捉えること。これは「障害者の働く場を保障する取り組みに始まり、それをたんなる働く場の確保にとどめるのではなく、労働を発達の保障と生活の保障ををめざす権利としての思想に高め」る実践として取り組むことである。

第二に、仲間（利用者）の限らない発達をめざす。作業所の利用者同士の仲間集団の徹底した話し合いを基盤として、ひとりひとりの要求を引き出し大切にすることを通して、自治を確立していこうとするものであり、さらに仲間の全生活に関わりつつ家族とともに学び活動する姿勢をもってきたこと。

第三には、職員集団の発展と民主的運営を作業所運営の要とすることである。「作業所はみんな

なもの」という理念のもと、「職員集団は、討論・学習・行動のなかで障害者観への偏見を克服しつつ、仲間と対等平等な人間関係を確立し、共に学び育ちあう立場と、指導し、援助するという自らの専門的立場とを統一し実践に取り組む中で集団としての発展に努力してきた」のである。

第四に、地域・社会づくりとしての施設づくりをめざす。障害者の隔離・「収容」保護的施設に反対し、障害者が地域住民として人間らしく生活し発達していける地域・そしてその地域づくりの一環としての施設づくりをめざしてきたこと。

第五は、障害者問題を国民的課題として捉える。障害者の問題をその障害者だけの問題に押しとどめるのではなく、各種の団体個人に訴え、共に学びあうことを通して国民すべての問題として捉え取り組んできたのである<sup>(6)</sup>。

この「ゆたか福祉会」の実践理念が基になり「共同作業所全国連絡会」の基本的性格・運動理念が構築されていくのである。それは、第一に、重度障害者にとって、「働くことは人間として生き、人間として発達していく上で欠くことのできない大切な権利であるがゆえに、共同作業所はその権利の保障をめざすものであること。第二に、単に働く場の保障というだけではなく、「働くことの人間的な意義を明らかにしつつ、障害者の発達の保障をめざす」のであり、それゆえ「共同作業所での労働は教育的な配慮をともなった集団での労働であること。第三には、「働くことを軸に」した、障害者が「人間らしく生きるための総合的な権利の保障をめざすものであること」。第四には、「障害者、家族、職員および関係者がともに力を合わせ、運営に参加し、民主的な討議をもとに共同事業としての発展をめざすこと」。第五には、その発展の過程で「市民や地域のさまざまな団体との協力の輪を広げること」などである<sup>(6)</sup>。このような理念に基づいて共同作業所設置運動のみならず、政府への請願署名運動や自治体での補助金要求運動などを行ってきたのである。その経過の中で1981年9月には、これらの理念を総合して「わたしたちのめざすもの」を採択するのである<sup>(7)</sup>。そしてこの運動の中では、「働くことが人間にとって大切な権利であることと同時に、もっとも人間的な営みであること」と、「労働の主人公は人間であり、それは障害をもっている人も変わらないという考えのもとづき、仕事に障害者を合わせるのではなく、障害のある人に合わせた仕事の展開」を常に考えてきたのである。すなわち、「作業所が障害者を選別するのではなく、利用者に合わせて作業所をつくる」という点こそ、共同作業所運動がもっとも大切にしてきたことであった。

この「共同作業所全国連絡会」の作業所設置運動は、やがて他の障害者団体の作業所設置運動にも大きな影響を与えることになるのである。しかし、このような各種の障害者団体による設置運動の中では、「共同作業所全国連絡会」がもっとも大切にしてきた“作業所が障害者を選別するのではなく、利用者に合わせて作業所をつくる”という視点はいつの間にか捨象され、「作業」を重視するあまりその「作業」ができる障害者のみを入所させる、すなわち作業所が障害者を選別する事態がまかり通っていることは、共同作業所のもつ大きな問題といえる。

### (3) 共同作業所の課題と今後の方向性

このような共同作業所の持つ課題は次のような点にあるといえる。

その第一は、共同作業所づくりの運動は、作業所ができたからといって終了するものではなく、作業所をどう運営し、利用者の権利と発達を保障し、それを確保するために何をどう行えばよいのか、そこでの取り組みのあり方が次に問われてくるのである。共同作業所のなかには、とにかく作ればよいという風潮があり、設置したことで満足し、既存の施策やサービスを利用しながらなんとか維持していけるように努力することに終始している作業所が多い。それは、作業所の多くが、養護学校等障害児諸学校卒業者の親や関係者が、わが子の進路保障のひとつとして、あるいはそれしか行き場がないということで、懸命に自己犠牲の中で作り上げてきたものが多いことに理由がある。そして、「共同作業所全国連絡会」関係の作業所はもとより、多くの作業所が一部を除いて資金的にも日々の運営を十分支えることができない現状にあるのも事実であり、地域の中小零細企業の下請け作業をもって、日々の運営費や利用者の賃金を捻出しているのである。こうした状況の中では、昨今のように不況になれば作業がないという事態に陥るのは当然であり、また作業効率を優先するあまり作業所が障害者を選別する事態が生み出されることになるのである。本来もっとも相容れないはずの資本主義社会の経済構造を共同作業所内に取り入れては、共同作業所の意味はなくなる。こうした構造は、作業所をつくれればよいとする短絡的思考によるものであり、そのあとの方向性がまったく構築されていない結果産み出される弊害といえる。さらに、作業所の持つ意味、その存在意義が理論的に構築されていない結果ともいえ、設立の理念はりっぱでも、その理念と現実とのギャップがあまりにも大きいのである。したがって、今一度共同作業所の理念と現実を見つめ直し、そのギャップをいかに埋めていくかという取り組みが必要になってくるのである。

第二に、既存のサービスを利用するにしても、現行のもので良しとする姿勢では障害者問題の解決にはいきつかないといえる。現行制度を最大限に活かしていくことはもちろんであるが、作業所がすべてのニーズを満たすことはできるはずもなく、現実的にも不可能である。そこで、利用者とその家族の生活要求に基づいた新たな施策を構築していくことが求められてくるのである。その場合、個人の成長・発達は、集団の発達や社会の発展とはけっして無関係ではなく相互に規定関係をもっていることの認識が重要となる。そのためには、障害者とその家族の生活実態を科学的に明らかにすることがまず必要といえる。「共同作業所全国連絡会」が誕生した1977年以降、それまでには見ることはできなかった障害者とその家族、地域社会、共同作業所、労働実態等に関する実態調査が散見されるようになることは、その重要性を物語っているといえる。

第三に、障害者とその家族を中心とした福祉的要求に答えるべく制度の創設と政策の検討が必要となる。これは先の実態調査にも関係するものであるが、現行のサービスが本当に利用者側の要求を満たすものとして機能しているかどうか、いわばサービスの効果測定が必要となるのである。地域で居住し、共同作業所を利用している利用者とその家族はもちろんのこと、より重度・重症障害者を対象とした、サービスの検討が重要となるのである。

そして、第四には、それらの結果に基づいた社会福祉運動(障害者運動)を構築し、その運動を住民運動にまで高めつつ展開していくことである。しかし、この施策を構築していくための運動

によって政策側を動かそうとすれば、そこには実績が重要となる。施策の有効性が予測できる調査研究によるデータの整理が必要で、政策側に制度化に踏み切らせる見通しと根拠が必要となるのである。したがって、単に要求するだけではなく、問題解決に必要な制度がなければ、政策にそれを創設させるためにも、共同作業所が必要な活動を率先して展開し、それは部分的には政策の肩代わりであるかもしれないが、共同作業所存在自体が、ある意味では貧困な政策の肩代わりの存在であることをあえて認識しつつ、そこで利用者にとって必要なサービスを提供しつつ、最初は試行錯誤の連続であるかもしれないが、その実績をもとにつねに政策側へ押し返していく機能・役割が求められてくるといえる。しかし、多くの共同作業所がこうした運動的側面を捨象して、日々の運営にのみ努力を重ねている実態を放置すれば、それは共同作業所がもっとも嫌うべき障害者の選別を助けることになり、また、いつまでも政策の肩代わりの、言い換えれば、安上がり政策の片棒を担ぐことになってしまうことに注意しなければならない。

そして最後に、近年の「障害者プラン」は、障害の枠を越えた施策の実施が基本となっており、その意味では、わが国の障害者福祉施策の一步前進であるといえる。しかしこれを机上の空論で終わらせることなく、真に障害者の生活と労働の基本的権利を保障する政策として実現させていくことが当面の課題であるといえる。すなわち、わが国の障害者福祉関係法令・制度の整備と財政問題の解決に向けて運動の主体となることが求められているといえる。

今後の共同作業所の方向性として、以上のような課題を基に、「権利保障の視点に立った地域での障害者運動のセンター、あるいは拠点として、砦としての役割が期待される」のであり、その「力量を発展させながら障害者問題解決の拠り所、情報の発信地としても役割を期待される」ものであるといえる<sup>(8)</sup>。

## 2. 富山共同作業所ラッコハウスの実践

### (1) 運動的側面の特徴

富山共同作業所ラッコハウスの実践の特徴についてはすでに報告しているが<sup>(9)</sup>、前述した共同作業所の役割・機能の面に即してその特徴を上げておく。

まず第一に、その設立当初から、障害の種類や程度を問わず全ての障害者を受け入れ、文字通り利用者(仲間)主体の実践を展開していることである。車いすを利用する肢体不自由や聴覚・言語障害をもつ身体障害者から重度知的障害者にいたるまで、さまざまな障害者が利用している。

第二に、仲間のみならず、職員集団、家族も含めて、常に話し合いを行いながらの実践である。仲間の自治会活動の尊重はもとより、職員同士の話し合いや、日々の出来事の保護者・家族への連絡、情報提供などを繰り返している。そのことで、職員は常に一致した認識でもって仲間に対応することができ、一方、仲間はそれぞれが自分の責任において行動することができるようになっていく。また、最初は、半信半疑だったり、“できない子どもに無理なことをやらせようとしている”といった意見をいう保護者の姿もあったが、日がたつにつれて、わが子の変化に驚きつつ、とまどいつつもその発達・成長に無関心ではいられなくなるのである。こうして仲間、



職員、保護者のそれぞれの話し合いや関わり合いを大切にすることによって、民主的な開かれた施設として機能しているのである。

第三の特徴は、こうした民主的活動・運営の展開として、地域との関係がある。仲間自身が地域に出ていくことで、地域住民の意識と状況を変革する力となってきたことである。

第四には、ラッコハウスはこうして地域生活を選択した重度・重複障害者とその家族の支援を展開してきたわけであるが、それゆえ、必要に迫られて各種の事業を拡張してきている点である。

第五に、当初から障害者運動の牽引役としての、いわゆる運動体としての性格を維持していることである。少なくとも、設立以後絶えることのない運動の展開によって、多くの補助金を獲得し、行政の障害者問題への認識を変化させてきたのである。その意味では、純粋に共同作業所としての本来の性格を有しているといえる。

このように富山共同作業所ラッコハウスは、障害者問題に対する地方都市特有の認識が、それまでの障害者の生活を限定し、きわめて非人間的な環境に押しやっていた現状を黙認するのではなく、様々な選択肢のあることを提示し、障害者の在宅・地域生活を支援するものとして独自の理念と実践を展開してきたのであり、共同作業所の本来持っている機能を最大現に具現化してきたものといえる。

ところで、共同作業所のもつ運動体としての機能には、ひとつには脆弱な経済基盤を補強するものとして政策への要求運動という側面、もう一面は、地域生活を指向する障害者とその家族の生活支援という意味での地域への啓発活動、というふたつの機能を持ち合わせているといえる。

これらの側面は、本来障害者とその家族の生活保障的機能をもつ福祉施設全般がもっていた機能であるはずである。しかるに、戦後の「社会福祉事業法」(1951.3:法律45)(現行:「社会福祉法」)が成立し、社会福祉事業が社会福祉法人を中心とした民間経営に委ねられることによって、その運営は、主に措置費に依存させられてきた歴史的経過の中で、運動的側面を捨象してきたのであった。同様に、地域生活支援という概念も近年登場してきたものであるが、それ自体極めて政策的恣意性の産物であり、従来の社会福祉施設に新たに機能を付加して、在宅・地域生活支援事業を展開するようになってきたものである。このような社会福祉施設を巡る動向のなかでは、前述した二つの運動的機能は、既存の法内施設である社会福祉施設ではもはや果たし得ない機能となってきたのである。

その意味では、共同作業所の中にこれらの機能を守り通してきているものがあることは、極めて重要な意味をもっているといえる。

## (2) ラッコハウスの運動的側面

### (A) 地域運動

ラッコハウスの地域における運動として、まず第一に上げられるのが、地域変革のための運動である。

すでに報告しているH君の事例などは<sup>(10)</sup>、仲間自らが行動を起こすことで地域の環境を改善する原動力となってきたことを表している。最初は、ラッコハウスによる支援があったとしても、

それをきっかけとして経験を積むことで、やがて自ら交渉して公共交通機関を利用可能としていったことは、まさに経験の積み重ねと自らの存在を社会にアピールすることで、社会環境を変革していったといえる。ただし、ここで注意しなければならないのは、単に強引に公共機関に対し圧力をかけるかのような行動をおこしたのではないことである。ともすれば、こうした行為は、障害者とその関係者による独善的行為によって、地域住民や公共機関を敵視したかのような行動とすり替えられてしまう危険性を持っている。一部の障害者運動の担い手のなかには、こうした強引な行為を正当化し、地域住民との軋轢を生みながらもそれを当然視する運動も存在する。しかし、障害者運動自体が地域住民の広範な住民運動と決裂しては成立しないのであり、もしそうした運動を展開するとすれば、それは決して地域住民の理解と協力は得られないのであり、それによって、その障害者の存在は地域住民としての存在ではなくなるのである。地域で共に生活する住民であるからこそ、障害者も健常者も共に協力することが可能となるのである。H君とラッコハウスの実践は、まさにこの地域住民として必要に迫られての行動であり、自らが地域生活を営んでいく上で必要な条件を、自ら地域住民の一員として公共機関にむかって要求したものである。地域に開かれた、地域に根付いた施設として、そして仲間が地域住民であることを中心に据えながら、障害者も健常者も共に地域住民であるという観点での運動を展開することが重要なのである。『作業所づくりは箱づくりではない。民主的な地域づくりである』という観点が大切であり、『作業所は事業体であると同時に運動体である』ことも忘れて<sup>(11)</sup>はならないのである。

地域運動としての実践の第二の特徴は、地域住民がラッコハウスの活動や内容を実際に目にするができるような実践を続けてきていることである。近年改善されたとはいえ、社会福祉関係施設は時として地域から隔離・遊離した存在となることが多く、地域住民にとっては施設内部での活動の様子まで理解することはきわめて困難な状態にある。とくに入所型施設においてはこうした傾向が強いといえるが、通所型施設においても同様の傾向があることは否めない。ラッコハウスでは、地域住民との関わりを大切にして、地域に貢献する意味から、施設内にはリサイクルセンターを設置し、一方で、地域に出向いてダンボールや古紙等の回収作業を行っている。リサイクルセンターに品物を求めてやってくる地域住民が、それは個人であったり、事業所であったりするのであるが、作業所の活動を見ながら、時には仲間とのコミュニケーションを図りながらセンターを利用することができるようになってきている。そしてダンボールや古紙等の回収作業は、現在約40カ所の会社、事業所、商店と契約しており、毎日知的障害のある仲間と職員が出かけることで、大きな地域貢献となっているだけでなくラッコハウスの宣伝にも役立っているのである。この作業は3ヶ月に一度富山市より資源回収報償金(約250,000円)の交付対象ともなっている。作業所の作業科目の目玉でもあり、施設外の人々と接することで仲間も礼儀正しく挨拶を交わし、一所懸命運んでいる姿は非常に評判がよく、口コミでどんどん広がってきている。これはリサイクルセンターとは違って、外部に出て行くことでラッコハウスの仲間の姿・様子を理解してもらうことができる実践であるといえる。

第三には、常にマスコミとの関係を維持していることである。マスコミを媒体として地域への情報発信を可能としているのである。このようなマスコミへの情報提供は、結局、ラッコハウスの実践・活動を地域に広めることに大きな役割を果たすことになり、そのことは、共同作業所の実践に欠かせないボランティアなどの人材確保へとつながり、それがまた、地域住民の理解と協力を作り上げていくという、啓発・広報運動の一端を担うことになるのである。

#### (B) サービス提供機能と自治体への運動

ラッコハウスが行っている仲間のための各種の地域福祉サービス事業についてもすでに紹介しているが<sup>(12)</sup>、それらの事業を行いつつ、常にそれを政策側（自治体側）へ押し返す力を持ってきていることである。まさしく、前述したように、作業所の持つ今後の機能としてセンター的役割を果たしてきたものであり、実績を作ることによって、政策側へ押し返す事例を作り上げてきたのである。1996年度に本格的に取り組み始め、送迎サービス、宿泊訓練、機能訓練等を行い、1998年度にはレスパイト事業、1999年度には入浴サービス事業へと拡大していくのである。これらの事業は、保護者のニーズ調査や懇談会を開催することで地域生活上の困り事などを聞き取り、仲間が家族との生活を選択したとき、保護者や家族が健康で一緒に生活を維持していけるようにするために実施するものである。こうして必要に迫られて実施してきたものではあるが、ややもすれば、政策的不備の代替的役割として、政策責任を肩代わりさせられる危険性をもっているものである。それゆえ、ラッコハウスは、実施している全ての事業をつねに過渡的なものとして位置づけ、その実践の一方で行政の不備を指摘しつつ政策的に押し返していく運動を行っている。政策的対応を待っている、仲間の生活保障はおぼつかない現状に直面するなかで、やむにやまねず実施してきたのである。自治体側からは、「一作業所がやることではない」とされ、予算措置がなされることはなかった。しかし、障害者とその家族の深刻な生活問題に直面するなかで、重度・重複障害者にも地域社会で生活する権利があるという基本的認識のもとに、生活保障の重要性を自治体に訴え続けてきているのである。それは、いつでも必要なだけ利用できるという、必要即応の原則にのっとったサービス体制の存在が、在宅障害者とその家族にとっては非常に重要であることを認識してのリスクマネジメントの実践であるといえる。

#### (C) 補助金要求運動の展開

ラッコハウスは無認可小規模作業所であるがゆえに、他の同様の作業所がそうであるように、日々の運営は、その多くを自治体からの補助金に依拠しなければならない。しかし、設置当初から各種の補助金を交付されている「育成会」をはじめとする障害者団体によって設置された作業所とは違い、ラッコハウスの場合は、まったく補助金の対象外に置かれていたのである。そうした事実の中で、補助金交付の不公平さや不透明さを自治体に対して訴え続けたのであった。〈表2〉は、ラッコハウス設立当初からの補助金の流れと、年間運営費の変化である。

さて、ラッコハウスの設置に向けた経緯についてはすでに報告しているが<sup>(13)</sup>、1987年にスタートしたラッコハウスは、同年10月に2名の通所者で始まった。この当初、富山県には「心身障害者通所訓練事業補助金制度」があり、金額は年間1,680,000円であった。しかしその規定には

表2 ラッコハウスの補助金の流れ

年度	国	県	市	総額	年間運営費概算	備考
1987年度		< 840000 >	< 840000 >	< 1680000 >		補助金対象外
1988年度		< 849000 >	< 849000 >	< 1698000 >	2000000	補助金対象外
1989年度		< 1353000 >	< 1353000 >	< 2706000 >	5000000	補助金対象外
1990年度	< 800000 >	1453000	1453000	2906000	8000000	補助金基準の改正
1991年度	900000	1638000	1638000	4176000	10000000	
1992年度	900000	1716000	2205000	4821000	15000000	第一・第二作業所分割
1993年度	900000	(第一) 1812000 (第二) 918000	(第一) 2638000 (第二) 1319000	7587000	17000000	
1994年度	1000000	(第一) 1978000 (第二) 1978000	(第一) 3047000 (第二) 3047000	11050000	20000000	
1995年度	1000000	(第一) 2390000 (第二) 2390000	(第一) 4301000 (第二) 3646000	13727000	22000000	重度加算開始・家賃補助開始
1996年度	1100000		(第一) 6792000 (第二) 6303000	15295000	23000000	富山市中核市となる移転補助金制度創設(臨時的経費)
1997年度	(第一) 1100000 (第二) 1100000		(第一) 7191200 (第二) 6814400	16205600	25000000	富山市補助金基準公表
1998年度	(第一) 1100000 (第二) 1100000		(第一) 7256600 (第二) 6995000	16451600	26000000	
1999年度	(第一) 1100000 (第二) 1100000		(第一) 7558800 (第二) 7188200	16947200	28000000	県重度加算再開
2000年度	(第一) 1100000 (第二) 1100000		(第一) 8060600 (第二) 7634300	17894900	30000000	県千円未満切り捨て廃止
2001年度	(第一) 1100000 (第二) 1100000	(第一) 1045800 (第二) 697200	(第一) 8060600 (第二) 7634300	19637900	28000000	職員の退職によって年間運営費は前年度よりも減少

\*1987年度から1990年度にかけての< >部分は、ラッコハウスは対象外であるが、当時の自治体の補助金額を表したもの。

「通所者15名」という基準があり、ラッコハウスは当然のことながら対象外となるのである。一概に「15名」といっても設置当初からこれだけの人数を確保することは現実的に困難であるといえ、その意味では、この基準そのものが大きな問題であったといえる。富山市に単独補助の要請をするが受け入れられず、結局、一切補助金なしで始まったのである。このようなことは、今でこそ考えられないことであるが、多くの無認可作業所がそうであるように、設置者とその関係者の多くの協力と努力によって運営されていくのである。ラッコハウスは道淵吉則所長が自ら「共同作業所全国連絡会」の物品販売などを手がけつつ、文字通り手探りで運営費を捻出してきたのである。このような状況のなかで、ラッコハウスの自治体への文字通りの運動が始まり、自治体交渉が毎年繰り返し替えされていくのである。

そして1989年にはラッコハウスだけの運動ではなく、「富山県障害者(児)団体連絡協議会」(富山障連協)と連携しつつ要求運動を展開する。その結果、皮肉にも、ラッコハウスが要求していた「対象者数の縮小」は認められず、何故か補助金の額が2,706,000円とおおよそ1,000,000円増額されるのである。しかしラッコハウスは利用者の数を満たせず補助金の対象外となり、結局この増額の恩恵を受けたのは既存の何も運動していない団体に所属する作業所だけであったのである。その間のラッコハウスの年間運営費は、1988年度が約2,000,000円、1989年度は5,000,000円で、これら全て保護者や関係者の会費や寄付でまかなっていたのである。

翌年1990年度になると状況は大きく変化する。ラッコハウスは、その所属する「共同作業所全国連絡会」の国会請願署名とともに、「富山県の補助金制度改革」について街頭での呼びかけを行い、それがマスコミにも取り上げられることによって、自治体の基準を大きく変えるきっかけをつくるのである。共同作業所の運動がマスコミと連動することによって、大きな力となることを証明するできごとであるといえる。その後もラッコハウスは、ことあるごとにマスコミを利用しつつ、地域住民に情報の発信をしていくのである。この時、富山県の補助金は、対象者数の改正と金額の規定が変更され、「通所者10人以上」のA型が2,906,000円、「通所者5人～9人」のB型が1,477,000円となるのである(A型、B型とも県・市町村2分の1ずつ負担)。ラッコハウスは当時通所者が10人だったのでA型の対象となり、規定通り富山県1,453,000円、富山市1,453,000円の補助金が交付され、初めてラッコハウスが自治体の補助金対象となったのである。それまで、一切の補助金がなく運営してきたことからすると、少なくとも経営安定の基盤ができ上がったといえる。しかし一方で、国庫補助である「在宅障害者通所援護事業補助金」(国から800,000円)の申請をしようとする、県側から、「国庫補助を受けるところは、県・市の補助金より400,000円ずつ差し引く」といわれるのである。そこで、「国と県の補助金は別のもの」として運動を展開する。これもマスコミが“問題である”と大きく報道し、県議会の一般質問にも取り上げられるほどに大きな波紋を呼んだのである、その結果、自治体側からは「来年度からは差し引くことはしない」との回答を引き出し、大きな成果を上げたのである。このときすでにラッコハウスの運営経費は8,000,000円に達していた。

このような自治体への取り組みによって、ラッコハウスは補助金の対象となり、国庫補助金の差し引きも廃止され、絶え間ない運動が一定限度結実してきたのである。1991年度には国庫補助金(900,000円)も受け、県・市の補助金(合計3,276,000円)(県と市2分の1)の対象となるのである。もちろん、こうした公的援助を受けたとしても財政的には決して楽なわけではなく、今後は補助金額の増額要求運動を展開しようとしていた。当時富山市には8カ所ほどの作業所が存在していたが、ラッコハウスのように要求運動をしなくても寄付を集めたりして安定した経営が成り立っているとばかり思われたが、実はその裏には大変な問題が隠されていたのである。前年度の補助金は富山市の基準では1,453,000円である。ところが、ある作業所には富山市単独で3,000,000円、4,000,000円など、多いところでは6,000,000円という数字が出ていたのである。確かに補助金の自治体負担は「市町村では2分の1以上」(下線筆者)となっており、その意味では1,453,000円以上の交付が行われても規定違反ではない。しかし、あまりにも作業所によって交付金額に差があるといえる。しかも、これらの高額な補助金を受けていた作業所は公的施設内に設置されているものもあり、運営上困難な状況にあったとは考えられないものが含まれていたのである。何故、一部の作業所だけにこのような高額な補助金が出ているのか、作業所によって金額が違うのは何故か、その理由や基準を示した内規等があるのかどうかなどについて富山市に回答を求めたが、結局この時点では明確な返答はなかったものの、“今後5年位かけて是正していく”との回答を引き出すことができたのであった。結局、この点についての交渉は1996年度

まで引き続き行っていくことになるのである。このような不公平な事実は、もともと根拠もなく何年にもわたって慣例的に行われてきたものであることが推測され、あるいは、それらの作業所を運営している特定の障害者団体の力関係によって、既得権のように交付され続けてきた結果であると推測されるのである。このような状況は富山市だけの実態であったとは言えないのではないかと考える。各地方自治体においても同様の問題が隠されていたことは十分に考えられるのである。

翌1992年度になると、補助金不公平問題を取り上げてから市の補助金が県よりも増額されてきた。この年は、国：900,000円、県：1,716,000円、市：2,205,000円となり、およそ5,000,000円弱が補助金によってまかなわれることになるのであるが、この時のラッコハウスの年間運営費はすでに15,000,000円に達しており、差額の不足分約10,000,000円は寄付や物品販売、バザー等の収益金、あるいは、金融機関からのラッコハウス関係者の個人的な借り入れに頼るしかなかったのである。その後今日までおよそ10,000,000円ほどの不足分は同様にして埋め合わせていくことになるのである。ラッコハウスはこの年、新たな場所を見つけ移転し利用者も増加してきたので、第一作業所と第二作業所に分割をしてそれぞれに補助金の申請をするのである。

その結果、1993年度には第一作業所と第二作業所、それぞれに補助金が交付され、国・県・市の総額が7,587,000円となる。

その後も絶え間なく補助金増額の運動を続けており、その結果、富山県は1995年度に、新たな制度として「重度加算制度」を創設する。これは1人あたり年額110,400円（県と市町村2分の1ずつ負担）であり、通常の補助金に合算して交付されるようになるのである。さらに、富山市は単独で「家賃補助」として年間上限600,000円の補助を決定するのである。当然ラッコハウスもこの補助金の対象となった。

1996年度には富山市が中核市となり、補助金業務は「重度加算」も含めて、全て県から市へ委譲され、市の補助金のみとなった。しかしラッコハウスでは、富山市外からの通所者も多く、その対象者の重度加算を富山市に負担させるのは問題ではないかと考え、従来通り、重度加算の半額は対象者が居住する市町村の負担とし、残りの半分を富山県に求めたが、県はこれを却下したのである。そこで、新たにこの点を中心に交渉運動を展開することになる。一方、ラッコハウス自体の通所者も多くなり、手狭になったので移転を考えることになる。この時、施設移転にかかる補助金制度（臨時的経費）が新に富山市によって制度化された。これを受けてラッコハウスはその臨時的経費（500,000円）を利用して移転するのである。

さて、先に問題とした補助金交付額の不公平問題については、相変わらず正式の回答もないままになっていたが、1997年度になって、富山市はようやく補助金基準を明確にして公表したのである。そして全作業所がその基準にそって補助金交付を受けることになるのである。この時の国と市の総額は、ラッコハウス第一作業所と第二作業所合わせて16,205,600円となる。もっともこの時点でラッコハウスの年間運営費はすでに25,000,000円に達していたので、やはり10,000,000円程度の不足が生じていたことと、その埋め合わせの方法に変わりはない。

そして2000年度なると、中核市になってから事務移譲によって廃止されていた県の重度加算が復活したのであるが、この時、根拠は不明であったが「1000円未満切り捨て」という動きがあり、これについても是正を求めることで、数日後に「来年度からは切り捨てはしない」という回答を引き出すことができたのである。

このように、ラッコハウスは、その運営基盤の脆弱さゆえに必要に迫られて自治体交渉を絶え間なく繰り返してきたのである。ラッコハウスが開所し、初めて補助金をめぐる運動を展開してから15年の歳月が流れ、その間、確実に補助金制度の改善が行われ、対象者や金額の増額等の是正が実現してきたのである。これは文字通り「柱一本から持ち寄って作ってきた」作業所のあり方であるといえ、けっして、官制作業所では考えられない運動であったといえる。時としてその運動の結果、恩恵を受けたのは他の作業所であり、運動を展開した作業所は無視されてきた経過があったとしても、もしそこで、運動を止めていたら今日のラッコハウスは存在していなかったといっても過言ではない。作業所設置の経緯からして、単に障害者の保護者が自らの子どものためにと設置する作業所とは異なる経緯を持っていることが、今日まで、絶え間ない運動を展開できる大きな要因であることは事実である。そして、それは、ラッコハウス設立時点からバックアップしていた富山障連協の協力があったことも事実であるが、一方では、その実践活動と運動を施設のみのものでせず、マスコミも利用しつつ、常に地域住民を中心に一般住民に理解されるよう情報提供してきた成果であるといえる。それが住民をも巻き込んだ運動として発展してきたのである。

## おわりに

共同作業所は、元来、「労働」を軸とした発達保障と諸権利の保障の場としての機能を有してきた。しかし、この「労働」が、いわば「賃金労働」という意味での位置付けでしかないとすれば、そこには人間の成長・発達を支える視点は抜け落ちてしまうのである。残念ながら、今日存在している共同作業所の多くが、このような共同作業所での「労働」とは、「賃金労働」を指すかのように捉えられていることが多いのである。このことが、共同作業所が障害者を選別する機能を果たすことに連動することになるのである。共同作業所での「労働」が、このような観点でのみ捉えられるとすれば、それは単なる一般事業所の代替・補完的存在でしかなくなるといえる。共同作業所での「労働」は、より根本的な意味を持つものとして捉えなければならない。すなわち、ここでいう「労働」とは、人間的発達の源泉、土台としての「労働」という観点がもっとも大切であり、それが、障害者の、ひいてはそこに関わるすべての人の人間的な成長・発達と生活保障を実現していく実践の基盤を形成するのである。そのような観点は、無認可小規模作業所が認可施設に変わったとしても捨象することなく維持していくべきである。

昨今の「社会福祉基礎構造改革」と「社会福祉事業法」の改正は、無認可施設にとって大きな変革の機会を提供してきている。法改正による「小規模通所授産制度」の新設は、認可基準の緩和（とくに自己資産の基準の引き下げ）、施設の設定条件の緩和、運営費・施設整備費の制度化

などが大きな特徴となっている。これによって、無認可作業所の認可施設への変革が期待されたのである。しかし、この認可基準の緩和によって、すべての無認可小規模作業所が法人格を取得し、認可施設として機能していくとは限らない。この点に関して、大阪府は、2002年4月から3年以内に法人化できなければ補助金を削減する新制度を創設し議論を呼んでいる。

さて、この程検討してきた富山共同作業所ラッコハウスも設立以来15年の歳月を経て、2002年7月に社会福祉法人となり、認可施設の建設に取り組んでいる。この法人格を取得するまでの運動の経過とその意味については別の機会に譲るが、これまでの様々な運動と実践が大きく実を結んだといえる。とくに自治体との絶え間ない交渉運動が、単に対立関係を築いてきたのではなく、反対に自治体側との隔たりを縮小しつつ、関係窓口との間によりよい関係を築いてきたことは大きな意味をもっていたといえる。

しかし一方で法人認可による認可施設の運営には、今後、自治体側からの様々な形での介入が予想され、ラッコハウスとして、それらの介入を排除しつつ、本来の今日まで維持してきた実践・役割をいかに堅持していくかが大きな課題となってくる。そして、新たな法人・施設として、新たな事業・実践をどう構築していくかということも課題である。地域変革の力として、障害者の成長・発達と生活保障の砦としての役割を、今後どのように具現化していくのか、ラッコハウスに課せられた課題は大きいといえる。

いずれにしても、地方都市特有の閉鎖性、封建制といった前近代的な社会環境と、とくに障害者に対する偏見と差別が根強く残存する地方都市にあって、障害者とその家族の成長・発達と生活支援、そして地域環境と住民意識の変革に大きな役割を担ってきたラッコハウスは、大きな転機を迎えているといえる。そして、このような地方都市における先進的ともいえる実践が、多くの地方都市で芽生えていると考えられる。そのような埋もれた実践を白日のもとに出すことで、わが国の障害者福祉実践の全体的底上げが可能となると考える。

(註)

- (1) 秦安雄他編『障害者のゆたかな未来を』ミネルヴァ書房 1989年3月 229頁。
- (2) この相互扶助的な団体としては、愛護協会や育成会以外にはつぎのような団体が全国組織として結成されている。全日本聾唖連盟(1947年)、日本肢体不自由児協会(1948年)、日本盲人連合会(1948年)、全日本身体障害者団体連合会(1949年)などであり、1960年代には、全国肢体不自由児父母の会連合会(1960年)、全国言語障害児をもつ親の会(1962年)、心臓病の子供を守る会(1963年)、心身障害児をもつ兄弟姉妹の会(1963年)、先天性異常児父母の会(1963年)、日本筋ジストロフィー協会(1964年)などである。
- (3) 藤井克徳「結成時を回顧する」『人はつづく道はつづく』共同作業所全国連絡会 1998年5月 12頁～13頁。
- (4) 前掲書(3)22頁。
- (5) 前掲書(1)234頁～236頁。
- (6) 前掲書(3)22頁。
- (7) 共同作業所全国連絡会の掲げた「わたしたちのめざすもの」は、この団体の取り組みの姿勢を次のように表している。



共同作業所全国連絡会は、障害者の「働きたい」というねがいを実現するため、全国各地で自主的にくりひろげられてきた作業所づくり運動関係者の熱意と、全国的な交流をもとめる声の高まりの中で、1977年8月に結成された連絡会です。

共同作業所全国連絡会は、障害者の「働く権利」を軸として諸権利の保障をねがう多くの良識ある人々と手をたずさえ、作業所づくり運動をすすめてきました。

共同作業所全国連絡会も参加するそれぞれの作業所では、労働を軸に成人期障害者のゆたかな生活と発達の実現をめざした実践を積み重ね、そのとりくみをいっそう前進させるために、障害者、関係者の要求および創意を大切にした運営に努力してきました。

- 一、わたしたちは、すべての障害者一人ひとりが、主人公として精一杯働き、人間としてたくましく、ゆたかな人生を築くことをめざし実践をすすめます。
- 二、わたしたちは、障害者・関係者の一人ひとりが大切にされる討論をもとに、共同の事業として民主的運営をすすめます。
- 三、わたしたちは、地域のすべての人々の理解と協力をもとに、障害者の権利保障運動の一翼を担って、これを発展させつつ、作業所づくり運動をすすめます。
- 四、わたしたちは、実践・事業・運動の未来を切り拓くため、全国の教訓から学ぶとともに、さまざまな科学や技術の成果から学び、創造的に作業所づくり運動をすすめます。
- 五、こうしたとりくみを発展させるために、わたしたちは共同作業所全国連絡会に結集し、団結を強め前進します。(前掲書(3)154頁)。

(8) 秦安雄「地域の障害者運動のセンターとして」『障害者地域生活援助研究』N03 共同作業所全国連絡会 1993年5月 9頁。

(9) 滝村雅人「地方都市における共同作業所の役割の研究」『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要』9号 2000年11月 及び 同著「共同作業所の実践を考える」『同』10号 2001年3月参照。

(10) 滝村雅人前掲著(9)の10号参照。

(11) 『支えられ、そして支えるまちづくり 共作連第23回全国大会報告集』共同作業所全国連絡会 2000年11月 159頁。

(12) 滝村雅人前掲著(9)の9号参照。

(13) 滝村雅人前掲著(9)の9号参照。